平成２３年（フ）第４５７号
長崎県長崎市上小島３丁目１番５号
破産者　島田　政夫
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
長崎県長崎市伊良林１丁目４番10号　コーポ坂上201号
破産者　坂上　博友
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
長崎県長崎市矢上町46番28号
破産者　荒木　豊信
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
長崎県長崎市柳田町181番地５、旧住所長崎県長崎市平山町742番地８
破産者　手束　一之
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
長崎県長崎市西海町1776番地104
破産者　濵口　　博
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
熊本市東区秋津町秋田3438番地54
破産者　木谷　耕一
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１０号
大分県別府市若草町10番26号　第２北野屋ビル201号
破産者　石丸　　弘
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０１号
茨城県つくば市並木３丁目26番地３　グランド坂田Ａ棟103号
破産者　山口　　仁
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2652番地38
破産者　吉田　誠司
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３２９号
福島県郡山市大槻町字針生下90番地の１　ハイツムラカミ102号、前住所埼玉県行田市大字南河原2801番地34
破産者　上岡　　伸
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３３０号
福島県郡山市大槻町字針生下90番地の１　ハイツムラカミ102号、前住所埼玉県行田市大字南河原2801番地34
破産者　上岡　佳代
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５９２号
神戸市兵庫区里山町639－４、住民票上の住所神戸市北区中里町２丁目23番地の17
破産者　藤本　　明
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３６１号
札幌市白石区川北２条１丁目18番２号
破産者　飯嶋　佑衣（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９７号
札幌市東区北20条東１丁目１番３―603号
破産者　山田　敏人
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９４号
茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目６番22号
破産者　今井　義雄
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２３号
茨城県那珂市菅谷1533番地３　トゥルスⅠ―202号室
破産者　君島　克弘
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４７号
茨城県水戸市元吉田町85―３　フレグランスＹＯＳＨＩＤＡ202号、破産手続開始時の住所茨城県水戸市金町２丁目３番16―106号サーパス金町弐番館ウエストテラス
破産者　朴　　賢珠
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６４号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目18番31号
破産者　河野　國夫
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４号
埼玉県入間市大字下藤沢653番地１サンクレスト105
破産者　飯塚　義夫
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部